

# 介護予防居宅サービス利用契約書

社会福祉法人 桔梗会

ききょうの里短期入所生活介護事業所  
ききょうデイサービスセンター岡谷

\_\_\_\_\_（以下「契約者」という。）と **社会福祉法人 桔梗会**（以下「事業者」という。）は、契約者が ききょうの里短期入所生活介護事業所  
ききょうデイサービスセンター岡谷（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される介護予防短期入所生活介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービス（以下、「介護予防居宅サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

## 第一章 総則

### （契約の目的）

- 第1条** 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指して支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める介護予防居宅サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護予防居宅サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、介護予防居宅サービス計画に定めるとおりとします。

### （契約期間）

- 第2条** 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### （介護予防居宅サービス計画の決定・変更）

- 第3条** 事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の介護予防居宅サービスに係る予防計画（それぞれのサービスの予防計画である介護予防短期入所生活介護計画及び介護予防通所介護計画を指す。以下「介護予防居宅サービス計画」という。）を作成するものとし、
- 2 サービスの提供時間や回数の程度、実施内容等については、前項の介護予防居宅サービス計画に定めます。ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 3 事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画が作成されていない場合でも、介護予防居宅サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、介護予防支援事業者を紹介する等介護予防サービス計画作成のために必要な支援を行うものとし、
- 4 事業者は、介護予防居宅サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとし、
- 5 事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画が変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、介護予防居宅サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、介護予防居宅サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、介護予防居宅サービス計画を変更するものとし、
- 6 事業者は、介護予防居宅サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとし、

### （介護保険給付対象サービス）

- 第4条** 事業者は、介護予防短期入所生活介護サービスにおける介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の支援及び機能訓練を提供するものとし、
- 2 事業者は、介護予防通所介護サービスにおける介護保険給付対象サービスとして、事業所において、

契約者に対して、日常生活上の支援及び機能訓練を提供するものとします。

#### (介護保険給付対象外のサービス)

- 第5条** 事業者は原則として、介護保険給付の支給限度額を超える介護予防居宅サービスは提供しません。又、介護予防サービス計画及び介護予防居宅サービス計画に基づくサービスとは別に、契約者がサービスの提供を求める場合は、事業者は契約者との合意に基づき、提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は介護保険給付対象外のサービスとして、通常の事業区域以外への送迎や派遣、理美容料金等のサービスを提供するものとします。
  - 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
  - 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### (サービス利用料金の支払い)

- 第6条** 事業者は、契約者が支払べき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護予防サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は要支援状態区分に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。
  - 3 本サービスの利用料金は月額制とします。月の途中から利用を開始した場合や月の途中で終了した場合であっても、以下の各号に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
    - (1) 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
    - (2) 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
    - (3) 同一保険者内での転居等により事業所を変更した場合
  - 4 月途中で要支援度が変更になった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
  - 5 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
  - 6 前項の他、契約者は、各サービスにおいて通常の事業実施地域外への移送費又は交通費を、介護予防短期入所生活介護サービスにおいて、食事の提供にかかる費用と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を、介護予防認知症対応型通所介護サービスにおいては、食事の提供にかかる費用とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費及び特別行事に係る相当な実費額を事業者を支払うものとします。
  - 7 各サービスとも、サービス利用料金を1か月ごとに計算し、事業者は翌月までに契約者に請求するものとします。
  - 8 原則として利用料金の支払方法は、契約者が指定する金融機関から自動引落としとします。

### (利用日の中止・変更)

- 第7条** 契約者は、サービス利用期日前において、それぞれのサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、契約者は利用期日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防居宅サービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合でも、利用料金の日割りでの割引は致しません。
  - 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、各サービスにおいて満室又は満員により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。
  - 4 契約者は、介護予防居宅サービスについて、利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
  - 5 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第3項の原状回復の義務及びその他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
  - 6 第4項により契約者がサービスの利用を中止する場合において、事業所は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

### (利用料金の変更)

- 第8条** 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護保険給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第5項及び第6項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者の義務

#### (事業者及びサービス従事者の義務)

- 第9条** 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
  - 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
  - 4 事業者は、契約者に対する介護予防居宅サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
  - 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に身体の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### (守秘義務等)

- 第10条** 事業者及びサービス従事者又は職員は、介護予防居宅サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
  - 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### 第四章 契約者の義務

#### (契約者の施設利用上の注意義務等)

- 第11条** 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
  - 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
  - 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

### 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

#### (損害賠償責任)

- 第12条** 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### (損害賠償がなされない場合)

- 第13条** 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

#### (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 第14条** 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由に

よりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## 第六章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

**第15条** 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

**第16条** 契約者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。

- (1) 第8条第3項により本契約を解約する場合
- (2) 契約者が入院した場合
- (3) 契約者に係る介護予防サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(契約者からの契約解除)

**第17条** 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防居宅サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

**第18条** 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による、第6条第1項から第6項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効)

**第19条** 第16条から第18条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

(精算)

**第20条** 第15条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務、第11条第3項の原状回復の義務及びその他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

## 第七章 その他

(苦情処理)

**第21条** 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第22条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 群馬県沼田市横塚町957番地2

名 称 社会福祉法人 桔梗会

代 表 者 理事長 生方 秀二 印

契約者 住 所

氏 名 印

身元引受人等代筆者 住 所

氏 名 印